

明らかにしているが、この時点で通勝真筆のこの「古丹後風土記」の祖本は松下家の蔵本として珍重されていたことが窺われる。

この氏は加茂社の禰宜従五位下宮内大輔、松下民部その人と思われるが、これは慶長五年関ヶ原戦時すでに上加茂に住んでいたらしく、舞鶴図書館蔵牧野文庫所収の「丹後田辺志」中「田辺城責の事」の項目記事に、幽斎の家臣である佐方吉右エ門が細川方に味方し田辺城に入城しようとしていた三刀谷孝和との交渉過程で「吉右エ門頼で馳上り加茂の松下と云者の宅に止宿して偕八条殿の御所に参り」とあるのをみても詠るが、この松下氏

幽斎通勝の人縁と公卿八条宮加茂神社禰宜との官縁を顧慮すれば、松下氏に「丹後風土記」の通勝自写本が伝承されていても不思議はないし、これ等の由縁でこそ珍重されていたのであろう。

此通勝の自筆本を「請懇写之畢」と書いた菅原長近の考証は未だしであるが、これもその官位から神官であり松下氏と同僚の禰宜の位階であったと察しられる。

ト部氏系神社関係の禰宜とみて誤りはない。吉田家はもともと細川幽斎と特に昵懇で、「神竜庵梵舜日記」にもこれの関係が出てくるし、幽斎も田辺開城直後上京してこの神社城内に閑居していることからこの「風土記」の伝承伝聞があつたのと考えられ、唯一神道が其後地方神職に勢威を伸張してゆく職権的な経路に於て、吉田派神職の禰宜菅原長近が神社関係や祭神記録の必要性和その利用価値的效果からこれを伝写したものであろうと考えられる。

これ以後「古丹後風土記」は吉田神社の社家に生れた神道学者鈴鹿連胤によって六人部是香に渡り、これの校正によつて所謂「校正丹後風土記」となり、これが流布祖本となつて慶応前後加佐郡に伝承されたことは「丹後史料集第三輯」所載の同本奥書を見れば訳る。

「校正分」の伝写及びその校注への批判は後日機会を得て起稿する心算であるので、ここでは省略する。

5 おわりに  
以上が近世の伝祖本となつた「古丹後風土記残編」の伝来奥書に関する私の些細な考証であるが、日本歴史大辞典の中で加佐郡内の

郷名の考証では和名抄とこの風土記を資料として紹介し、その他の事項についてもかかわりあいのある事柄についてはこの風土記を引用し解説を加えていることは「偽書」云々の世代が過ぎ史料価値がもはや定着していることを証明している。

それにしても加佐郡、即ち今の舞鶴地域の個々の事績についての研究考証は放り出されたまま、細々とした学界での風土記研究もその論著の対象はすべて史料の関係から前出五ヶ国の風土記に限られている。それは戦前の単一的な古代伝承説話の研究はややもすると神学的な反動につながるとして、戦後兎角敬遠され或いは抹消される傾向にあつたが、最近はこれ等古代史料の神々の実在性を形式的抽象的にとらえず、古代政治機構の中で考古学的成果をふまえてとらえ説明しようとする努力がされるようになった。その中で古代人特有の夢の様な説話から神々の特性である情緒的なものを排除するのあまり、これのもつ人間的唯心的な面を意識的に除外し、その為に潤いのないものにして見られるのが見うけられる。

このような思潮の中で中世以前「風土記逸文」として引用された浦島子伝や比沼天女の説話

が時流にのり新しい角度からの解明がされるようになってきた。

この風潮は各地で忘れられた民謡の蒐集となりつつある近頃「風土記残篇」のもつ内容は今日的な問題に多くの示唆と新しい解釈を要求していると思われる。

またこれらについて思われることは、「風土記残篇」の研究は伝承史実を冷静に判断しつつ一字一画を分析し、これを他の風土記の使用例と比較し、其の統計的なものから類推して一行毎の成文の是非に及び、その上に遺文の総合的な検証がなければならぬと考えられることである。戦後考古学と史学の成果の上に物心両面的な努力が重ねられはじめて当市古代史の解明が可能になると信じている。そしてその大半の記述が市域という狭隘性から省り見られず、史家の書架に眠りつづける市の最古地誌「丹後風土記残篇」の実像が再検討、再評価されることよつて浮び上り伝承者の息吹きとともによみがえり、私達に何等かの光りを与えることであろう。しかもこの「光り」は郷土史分野から地方史の分野までの拡がりをもつものであると確信している。

### 大道と定正に就いての小論

高田 守

舞鶴市に伝わっている「細川卷子」という貴重な資料がある。細川玄旨の書翰の手控えとも称すべき物であるが、その一節に薩摩に下つた時、自分の領国の被官に対して小刀五十本を注文せる一文があるが、これは非常に面白い史料を提供してくれていると思う。なぜなら五十本もの刀の注文が遠い薩摩の地から田辺にあつた事は当然其の他の地方からも之に似たケースがあつたとの証左ではなからうか。戦国時代は日本歴史中でも刀剣類の最需要期であり、兎角需要に追われて粗製乱造の数打ち物が横行した。然しながらあくまで刀は己の生命を託する物である以上、使用する武人側としては少しでも他人よりは優れた刀をとの意欲にかられた事は疑うべくもない。

此処に大道の刀が評判が好いといえ、遠く九州の果てから注文があつたことも不思議ではない。尚此の大道に関しては大道安輝が

細川の頃田辺に來たり、京極の頃宮津に移り更に江戸に去つてゐるが、細川家が豊前より肥後に移つた時の「肥後御入国宿割」に刀匠として大道左兵衛、大道万次郎の二名の名があるが、この大道は田辺より小倉に移つたものと考えられる。以上よりして細川家が田辺時代に関より招いた大道は恐らく大道安輝と云うよりは大道の職人群として幾人かの刀工を田辺に導入し以て藩の産業として育成したと考えてよからう。

然しながら肥後に移つた後の細川家は寧ろ従来の方針を捨て、刀より刀剣附属品としての鑲の製作に力を入れ、林、平田、志水、西垣、神吉の一大名流を形成する事となつた。此の事は刀が消耗品としてこの時代から一応平穩な徳川治世時代となり、工場生産的な時代より一刀名作時代に転移して行つたという事が細川家の政策転換となり、消耗的な性格

を持つ附属具製作時代を生み、細川家に於ける金工群に対する後援という形をとって行つたと考えてよからう。

此の事は刀工が古来より官位を受領する程社会的地位が高かったに反して鑲師はどちらかと云えば職人的であり、此の事は宗典一派等全て作とか造とかの銘を切らず製の銘のみ切っている事等よりしても此の事は伺える。宗典等とかく研究家は之を初代、之は二代等と極めをつけ、其の他の物は全て仕入物か、模作との観念的な物をもっているが、私は此の様な考え方が根本的に可笑しいと思う。私は宗典其の人の実在は否定しないにしても、寧ろ宗典鑲は宗典工場の製作品であつたのではなからうか。されば宗典工場の経営者たる宗典が商才に長けていた事は現存する宗典風の金工品を以て証明出来る事だが、果して宗典が宗典工場の最高技術者であつたかどうか疑問に思ふ。然しながら宗典物が仕入物か土産物であつたにしても、浮世絵や大津絵の芸術性を否定出来ない如く、宗典鑲を以て芸術性に乏しいと断ずることは出来ない。

以上の観点に立つ時、丹州住定正等も之迄の評点を覚えて好い作だと思ふ。銘鑑等を見る時、定正弟子系と目される作家はかなり多

### 田辺藩の電役米と家運上に

真下 八雄

田辺藩では小物成の一つに「電役米」、運上に「家運上(銀)」なるものを農村から徴収しているが、いずれも字義からすると戸数割課税であるけれども、筆者は先に「田辺藩の貢租について」(舞鶴地方史第二号)を発表した際、各村の電役米高を家運上賦課軒数で割ってみると、一戸当たりの役米が諸村でまちまちとなり戸別割の意味が成り立たない。ところで若干の村を除き各村の役米高の公約数は「一一」であるが、この数値を仮に「米一升一合」とし、これで藩全体の電役米額を

当するのではなからうか。もしそうだとすると電役は人头税ということになる。さらに一軒につき銀一・五匁の家運上賦課軒数は近世初期の本百姓数ではなからうかと述べた。しかし、その後の調査で全面的に訂正する必要が生じたので再び発表させていたきたい。

除算するとその数「一一四三〇余」は、全領の家運上賦課総戸数二六二三軒の人口数に相

今田七郎右衛門家文書(舞鶴市宇西方寺)中の「西方寺村庄屋手控」(仮称)に次の記事がある。

聞伝書、抑当村往古七株之由申伝へ、電役米七斗七升杯申者有之候得共不詳、(略)正保三年戌十一月始在方江大庄屋被仰付、当村役家拾三軒ト相定、入木諸運上等相定ル也。

これによると電役は今田七郎右衛門が庄屋役に就任した文政十年(手控は嘉永五年作成)の時点ですでに課税理由がつまびらかでないが、聞伝書として役米は一戸当たり一斗一升であること、正保三年(京極氏領知時代)に役家が設定されて入木、諸運上が徴収されるようになったことがわかる。

いま、右の史料の示す一戸当たり役米一斗一升として各村の電役賦課軒数を計算すると別表の通りである。ところが三ヶ村についてはその軒数に一軒以下の端数が出るが、これらは次の四つの場合に分けて考えることが出来る。

- 一、端数の「〇・五」は「半役」と思われる(二ヶ村)。
- 二、村切(分村)の結果、端数が生じたもので、No.3万願寺、No.79七日市およびNo.13常、No.14木之下、No.15与保呂上は、ともに慶長七年の検地帳では前者は七

日市村、後者は与保呂村であるから、村切以前では七日市村が役米八斗八升一八軒、与保呂村は役米一石六斗五升一五軒であつたわけである。

- 三、一軒役または半軒役に近似する端数の場合で、No.35長内はNo.36白屋の分村であるから旧白屋村の「〇・九九余、No.102尾藤五・四四余、No.115上漆原五・九四余、No.128金屋四・九七余。
- 四、No.58成生の八・六六余。
- 三、四の五ヶ村の端数はどう解釈すればよからうか。成生村の場合、慶長十二、三年ごろ、出漁中の同村民が多数遭難して村は危機に瀕し、戸数は激減したとされているが(岩崎英精氏「京都府漁業の歴史」、舞鶴市立田井小学校「私たちの郷土、田井校区のすがた」)、村が再建される過程で戸割高にとらわれずに役米が減額されたのかも知れない。その他の村もそれぞれの歴史的事情があつたか、または軒数の端数分は役米額にして一六合にすぎないのだから、あるいは長年月の経過の中に生じた藩庁の帳簿上のミスかとも思われる。

では、電役米の負担者はどの様な百姓であつたのだろうか。倉谷村、八田村、上漆原村等

の慶長七年検地帳にみられる農民階層構成(拙稿「近世初期における丹後の検地について」)舞鶴地方史研究第一四号)からこれを探りあてることが困難ではあるが、上記三村とも名請地一町五反以上所持の百姓数がほぼ電役軒数に近いことから考えると、かれらは一七世紀初期における有力名主百姓ではなかつたろうか。さらに、例えばNo.56大山村の電役戸数は八軒であるが、同村の開発百姓は八戸とされているし(前掲「私たちの郷土、田井校区のすがた」)、No.120大俣村のそれは九軒であるが、現在同所には地区内の最旧家といわれる六族一戸(内一戸は廢家)で組織されている「六社講」が存在する等は、伝承ではあるがこのことを推測させる。

次に正保三年に設定された家運上の役家百姓は各村のどの階層だつたろうか。倉谷村の役家数は三〇軒であるが、これは正保三年より三八年後の貞享元年における同村家数四五軒のうち「本百姓家、株下共」の二九軒(「水呑、地之者家共」が一六軒。亀井武左衛門家文書「倉谷村人別改帳控」と近似する点からして、この役家には正保三年時の本百姓が指定されたとみてよからう。(註3)